

資料編

目 次

1	多摩市食育推進検討会設置要綱	1
2	多摩市食育推進検討会委員名簿	2
3	多摩市食育推進検討会の経過	3
4	多摩市食育推進計画策定委員会設置要領	4
5	多摩市健康まちづくり庁内推進連絡会設置要綱	6
6	食事バランスガイド	8
7	平成19年度多摩市食育関連事業一覧	9
8	地域の食育推進イメージ図	16

1 多摩市食育推進検討会設置要綱

平成 19 年 4 月 27 日

多摩市告示第 220 号

(設置)

第1条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条の規定に基づく多摩市食育推進計画を策定するに当たり、食育の推進に関わる方策等について検討するため、多摩市食育推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討及び協議し、市長に報告する。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他食育推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、委員 16 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 3 人
- (2) 学識経験者 1 人
- (3) 食育に関係する機関又は団体に属する者 12 人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 検討会の会議は、会長が主宰する。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 検討会の会議は、原則として公開するものとする。
- 5 会長は、会議に際し原則として会議録を作成するものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

2 多摩市食育推進検討会 委員名簿

(任期 平成19年7月6日～平成20年3月31日) (五十音順)

氏 名	備 考
青木 久枝	東京都南多摩保健所
飯塚 典子	公募市民
稲山 貴代 (会長)	首都大学東京大学院・学識経験者
井上 好弘	東京多摩調理製菓専門学校
小形 忠博 (副会長)	東京南農業協同組合
小林 佳世	多摩市立北貝取小学校
佐藤 樹三郎	多摩市教育委員会第二給食センター
高井 宏子	多摩市消費者団体連絡会
田中 まさみ	私立こばと第一保育園
中瀬 真実	京王ショッピングセンター
永嶋 智子	多摩市商工会議所
野本 フミ子	公募市民
淵野 純子	新天本病院
松本 由果	公募市民
溝口 幸夫	健康づくり推進員協議会
吉川 桂子	小学校PTA連絡協議会

3 多摩市食育推進検討会の経過

年 月 日	開 催	主な内容
平成 19 年 7 月 6 日	第 1 回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「食育」に関する学習会 ・食育推進における課題抽出 <p style="text-align: center;">食育って何だろう？</p>
7 月 31 日	第 2 回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本市食育関連図作成 <p style="text-align: center;">食育は、どんな所で行われているの だろう？</p>
9 月 4 日	第 3 回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・今後に必要な活動・事業の検討 ・本市が目指す方向についてのキャッチフレーズ作成 <p style="text-align: center;">食を通して多摩市はどうあ れればいいだろう？</p>
9 月 25 日	ワーキング①	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチフレーズ分類・選考作業 <p style="text-align: center;">88のキャッチフレーズが 集まりました！</p>
10 月 1 日	第 4 回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の食育の目指す方向（キャッチフレーズ）を検討 ・三つのライフステージ（子ども、青年・成人、高齢者）に区分・整理
10 月 18 日	ワーキング②	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのライフステージごとにまとめ作業
10 月 23 日	ワーキング③	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのライフステージごとに確認作業
10 月 29 日	ワーキング④	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのライフステージごとに集約
11 月 1 日	第 5 回会議	提言の最終議論・集約・確認 <p style="text-align: center;">全体の目指す方向を表すキャッチ フレーズ決定！</p>
11 月下旬	文書審議	<ul style="list-style-type: none"> ・「提言書」の内容に関する確認

4 多摩市食育推進計画策定委員会設置要領

平成19年12月13日

多摩市健康福祉部長決定

(設置)

第1条 多摩市健康まちづくり庁内推進連絡会設置要綱(平成18年多摩市告示第365号。以下「健康まちづくり庁内推進連絡会設置要綱」という。)

第7条に規定する部会として、多摩市食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 多摩市食育推進検討会設置要綱(平成19年多摩市告示第220号)に規定する食育推進計画の策定に関し、多摩市食育推進検討会から提出された報告について協議

(2) その他食育推進計画の策定に関すること。

2 委員会は、前項に規定する所掌事項に関する協議の結果を健康まちづくり庁内推進連絡会設置要綱に規定する多摩市健康まちづくり庁内推進連絡会に報告するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には健康福祉部健康課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康課において行う。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年12月13日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表 委員会名簿

くらしと文化部	経済観光課長
子ども青少年部	子育て支援課長
健康福祉部	健康課長
健康福祉部	高齢福祉課長
学校教育部	永山第一学校給食センター長
学校教育部	指導室統括指導主事（食育担当）

5 多摩市健康まちづくり庁内推進連絡会設置要綱

平成18年9月29日
多摩市告示第365号

改正 平成19年2月28日多摩市告示第53号

平成20年3月7日多摩市告示第77号

(設置)

第1条 第四次多摩市総合計画後期基本計画「2010への道しるべ多摩市戦略プラン」及び第2次多摩市健康福祉推進プランに基づき、市民一人ひとりが健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、市民の健康づくりに関する施策を総合的に展開するため、多摩市健康まちづくり庁内推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくりの推進に関する行政内部の調整及び連携に関すること。
- (2) けんこう多摩手箱プランの推進支援に関すること。
- (3) 食育の推進に関すること。
- (4) 運動による健康の保持及び増進に関すること。
- (5) その他健康づくりの推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 連絡会に会長及び副会長を置く。

3 会長には健康福祉部に関する事務を所掌する副市長をもって充て、副会長には健康福祉部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 連絡会の会議は、会長が主宰する。

(幹事会)

第6条 連絡会に下部組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、連絡会の指示により、連絡会の調査及び検討に必要な事項を事前に調査し、その結果を連絡会に報告する。

3 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

5 幹事長には健康福祉部健康推進課長をもって充て、副幹事長は幹事の互選によりこれを定める。

6 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 幹事会は、個別事項等について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて幹事で構成する部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 会長及び幹事長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 連絡会及び幹事会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成19年多摩市告示第53号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年多摩市告示第77号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

健康福祉部に関する事務を所掌する副市長 企画政策部長 総務部長 市民経済部長 暮らしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市環境部長 教育部長 教育部参事

別表第2 (第6条関係)

企画政策部企画課長 企画政策部広報広聴課長 総務部総務契約課長 総務部人事課長 市民経済部経済観光課長 暮らしと文化部市民活動支援課長 暮らしと文化部文化スポーツ課長 暮らしと文化部スポーツ振興担当課長 暮らしと文化部ごみ減量担当課長 子ども青少年部子育て支援課長 子ども青少年部児童青少年課長 子ども青少年部次世代育成政策担当課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部保険課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部障害福祉課長 都市環境部都市計画課長 都市環境部みどりと環境課長 教育部教育振興課長 永山公民館長 関戸公民館長 図書館長 教育部学校支援課長 学校給食センター長 教育部教育指導課統括指導主事
--

6 平成19年度多摩市食育関連事業一覧

対象世代別の事業一覧

全世代	4課9事業 内(新規事業2)
妊婦授乳期・乳幼児期	3課8事業 内(新規事業1)
学童期	8課23事業 内(新規事業2)
青年期～中年期	3課6事業
中年後期	
高齢者 (高齢前期・後期)	
合計	16課46事業

※平成19年6月の調査のため、旧課名で記載されています。

全世代対象の事業

平成 19 年 6 月 食育関連事業調べ

事業名称	目的	内容	所管課
食育セミナー	食に関わる諸問題の検討	親と子が何かを通じて食育への理解を深める講座等を開催する。	永山公民館
健康・食育事業	健康・食育事業	けんこう多摩手箱プラン、子育て、子育て等と連動した、健康づくり推進に係わる事業を推進する。	永山公民館
けんこう多摩手箱プラン応援店	健康日本21多摩市版の「けんこう多摩手箱プラン」に基づき、市内の企業による健康づくりの取り組みを広げる。	けんこう多摩手箱プラン推進のなかで、けんこう多摩手箱プラン応援店を増やす	健康課
食育講演会	食育の推進	未定	健康課
食育講師派遣事業	食育の推進、普及啓発	食育を推進する団体等に、栄養士等を派遣し、調理実習と講話を行う	健康課
食育に関する図書の展示	「食」に関する図書等の展示コーナーを設置して、食育に関する情報や学習の機会を提供する。	食育に関する図書の展示及び関連図書リストの作成・配布	図書館
健康まちづくり庁内推進連絡会	健康まちづくり庁内推進連絡会を設置し、食育を含めた健康まちづくりの推進を図る。	連絡会において、各所管部門の連携を強化し、横断的に食育関連施策を推進する。	健康課
家庭菜園	家庭菜園を通じて、農作物を作る喜びを知ってもらう。	市民へ土に親しんでもらうため、農地を借上げて家庭菜園を実施する。	経済観光課
体験型市民農園	市民農園を通じて、農園主と市民とのコミュニケーションを図りながら農作業及び収穫体験を行う。	農園主が市民に対し野菜作りや肥培管理等の指導をすることにより、農業への理解を深めてもらうため市民農園を実施する。	経済観光課

妊婦授乳期・乳幼児期対象の事業

事業名称	目的	内容	所管課
パパ・ママ学級	妊婦に対する食育の教育	パパ・ママ学級(両親学級)の中で、妊娠期の栄養や食の情報提供を行う。	健康課
離乳食講習会	乳児の離乳期や適切な離乳食について、講義、実習を行い、幼児の健全な発育に資する。	5・6ヶ月の乳児(原則第1子)を持つ父母を対象とし、離乳食の各時期(初期・中期・後期)に応じた食物や固さ、調理方法等について栄養士による講義及び実習を行う。	健康課
離乳食ステップコース	乳児の離乳期や適切な離乳食について、講義、実習を行い、幼児の健全な発育に資する。	7～10ヶ月児を持つ父母対象、離乳食の幅が広がる時期の離乳食の進め方について、講話と試食を行う。	健康課
幼児食講習会	幼児期に適切な食事やおやつについての情報を提供	1～3歳未満時を持つ父母対象、幼児期に適切な味付けや硬さなど講話と実習を行う。	健康課
幼児歯科相談事業	幼児期の適切な食の情報提供	歯の相談の中で、幼児期に必要な食事やおやつの取り方などの情報を提供し、個々の相談に応じる。	健康課
子育て講座	乳幼児を持つ保護者に対し、講座などを通して「食」に関する知識やその大切さを提供する。	児童館では、子育て支援事業の一環として乳幼児を持つ保護者に対して離乳食や歯の健康に関する講座などを実施する。	児童青少年課
保育園における取組み	各保育園での取組みを支援する	公私立保育園栄養士担当者部会において、栄養士の自主的学習や情報交換等を行ない、保育園における食育の推進に努める。	子育て支援課
保育園・幼稚園における取組み	食育の推進	各園で定める「食育計画」や年間行事計画に基づき、芋掘り等の自然体験や季節の行事等を通じた食育事業を実施する。 ※公立保育園・民間保育園、私立幼稚園とも同様。	子育て支援課

学童期対象の事業

事業名称	目的	内容	所管課
児童健全育成事業	児童に対し、放課後の児童健全育成の一環として「食」に関する知識やその大切さを教える。	学童クラブでは、入所児童の健全育成事業の一環としておやつ作りやお泊まり会、お誕生日会などを実施する。	児童青少年課
ふれあい農業	体験農業を通じて、子どもたちに「農」の大切さを知ってもらう。	子どもたちに農業への関心を深めるとともに、学習的及び情操的効果を図るため、児童館との共催事業として体験農業を実施する。	経済観光課
世代間交流事業	児童に対し、昔ながらの食べ物作りを通して「食」に関する知識やその大切さを教える。	児童館では、地域のお年寄りの方々の指導を受けながら、もちつきやよもぎ団子作り、うどん作り、或いは竹の子掘りから竹の子ご飯作りなど、昔ながらの食べ物作りを実施する。	児童青少年課
TIC・関戸公民館共催親子料理教室	家庭教育支援・食育体験講座・国際交流事業	TICより在留外国人の方を講師に、海外の家庭料理を中心に親子で料理教室を開催する。	関戸公民館
歯科講習会	学校保健関係者・歯科医等を対象に歯と食(日本食)への理解を深めるための講習会を開催する。	「歯科における食育のススメ」をテーマとし、歯科医を招き講習会を開催する。	学務課
食育に関する研修会の実施	教員を対象とした、食育に関する夏季集中研修を実施することにより、食育の理解を深め、一層の推進を図る。	栄養・食生活ネットワーク会議において検討されている、乳・幼児期から学童期・青年期の発達段階に応じた食育プログラムについて理解するとともに、その成果を各学校の食育全体計画や年間指導計画の作成に生かす。	指導室
夏休み親子消費者スクール	子どものころから正しいものを選び取る「かしこい消費者」を育てる。	自ら考え、商品を選び取る力を養うため、毎日、口にしている食料品を実験や実習をとおして商品についての知識を体験的に学ぶ。	生活文化課 (消費生活センター)
小児生活習慣病予防健診講習会	小児生活習慣病についての理解を深めるための講習会を開催する。	学校保健関係者及び保護者を対象に、食育のテーマを含めた「小児生活習慣病について」を中心に大学教授を招いて講習会を開催する。	学務課

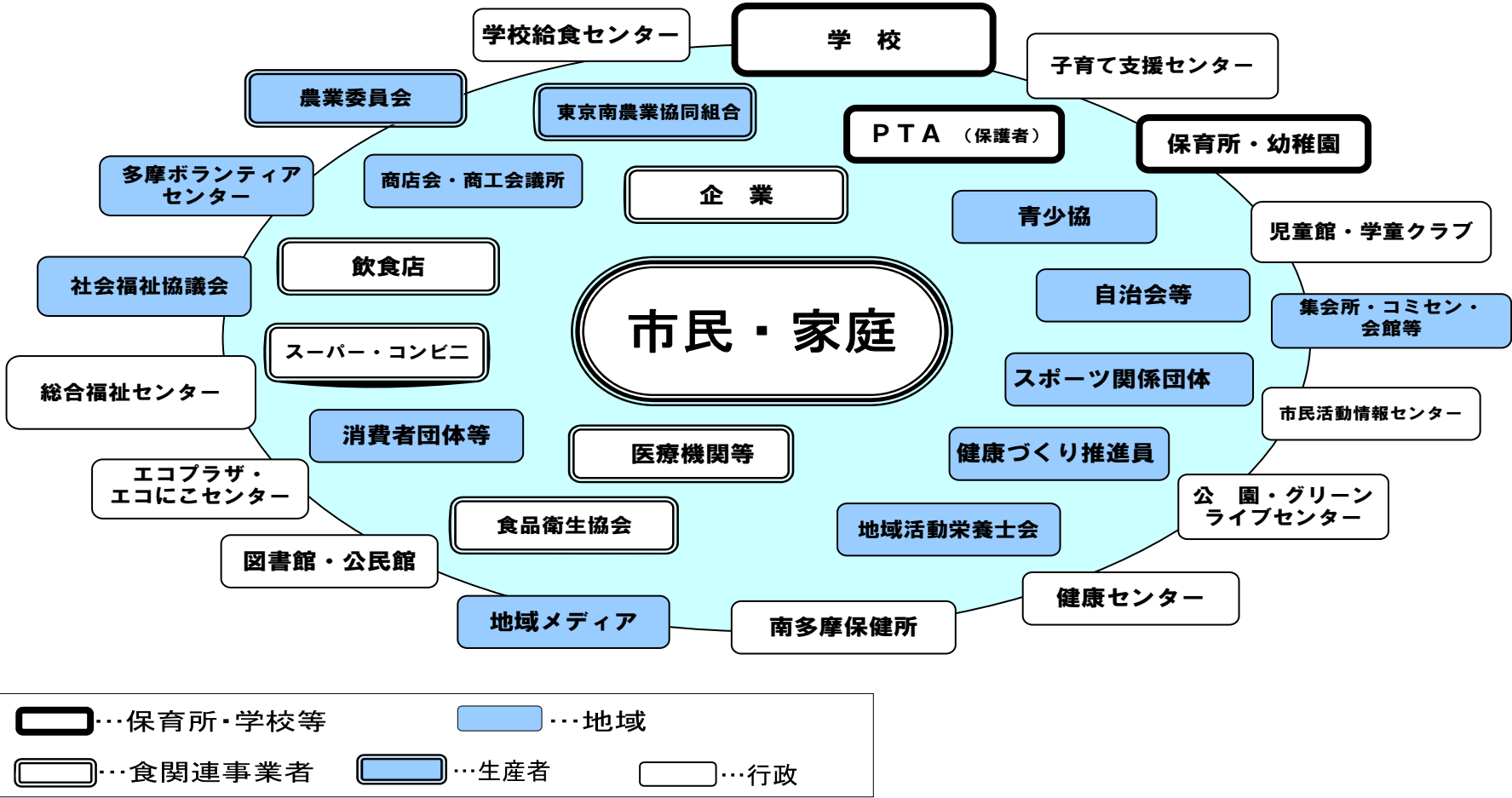
事業名称	目的	内容	所管課
小児生活習慣病予防健診事後相談会	小児生活習慣病予防健診の事後相談会を開催する。	小児生活習慣病予防健診において管理指導区分Ⅰ及びⅡの設定された児童・生徒及び保護者を対象に医師、栄養士、運動指導士により医学指導、栄養指導、運動指導を土曜日の午後に行う。	学務課
親子料理教室	児童を対象に健康維持のために望ましい食習慣を知る機会を提供する	地域活動栄養士会を中心に、市内児童及びその保護者に対して料理教室を通じて栄養指導を行う。	学務課
養護教諭と担任による保健指導	全校的な立場で、養護教諭の専門性をいかした教育活動を行う。	養護教諭が児童生徒へ担任とともに保健に関する指導を行う。	指導室
小学校3年生の給食センターへの社会科見学	給食への興味・関心・理解を図り、給食を進んで食べたいと思う気持ちを育む。	給食のできるまでの説明及び給食の献立例を用いて身体に必要な栄養の説明を行う。	給食センター
「給食メモカレンダー」の発行	小学校において、毎月の献立に興味・関心・理解がより深まるように、食に関する内容を掲載し、児童への食育の一環を担う。	献立や栄養に関する内容をカレンダー形式に作成し、毎月各クラスに配布して給食時に役立てる。	給食センター
「給食だより」の発行	家庭への情報提供として、給食センターに関する内容や食に関する内容を掲載し、家庭への食育の一環を担う。	学校給食のPR及び関連する食育情報等の提供 5・7・9・11・1月の5回、全児童生徒に配布する。	給食センター
栄養指導講習会	学校保健関係者及び保護者を対象に食育の推進をテーマとした講習会を開催する。	食育の推進をテーマとした大学教授を招き講習会を開催する。	学務課
研究奨励校(食育)	児童・生徒が食に対する興味・関心を高め、食の大切さに気づき、食物や健康にかかわる知識・理解を深めて、自分の力で望ましい食行動を実践できるようにする。	先行事例を研究するとともに、児童・生徒の実態分析を行う。 今年度は、研究の成果発表と、食育講演会の開催を行う。	指導室
担任による特別活動や教科(家庭科)での健康安全指導	学習指導要領に基づき、計画的に実施する。	担任が、児童生徒に対し心身の健全な発達や健康の保持増進について指導を行う。	指導室

事業名称	目的	内容	所管課
学校給食栄養士による栄養指導	食育の推進	学校給食栄養士が小・中学校において栄養指導を行う。	給食センター
栽培活動の推進	学校の年間指導計画に沿って実施する。	生活科や総合的な学習の時間等を活用し野菜等の栽培活動を行っている。また、修学旅行で農家に宿泊し農業体験をしている学校もある。	指導室
地場野菜使用にあわせた「お知らせ」の発行	身近な地産地消の内容を、児童・生徒がわかるように知らせる。旬の野菜とその生産過程や苦労話などを伝えることにより、作り手側への感謝の気持ち、農業や食の大切さを知る機会を育み、食育の一環を担う。	使用する地場野菜について、生産農家から伺った話や写真をもとに編集した「お知らせ」を配布し、給食時に役立てる。	給食センター
リサセンキッズの活動	多摩ニュータウン環境組合のエリア(多摩市全域・八王子市、町田市のニュータウンエリア)の小学1年生から中学3年生を対象に、リサイクルや街美化、環境学習の体験の場の提供を行なう。環境省のこどもエコくらぶにも加盟している。	多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンターで登録しているリサセンキッズ(多摩市・八王子市の児童が在籍)が毎月1回リサイクルや環境問題に関して活動を行なう中で年3回、リサイクルセンター内の畑で野菜を作り、収穫後に旬のものを食べる意義を学んだり、エコクッキングを実践している。(環境省のこどもエコクラブにも登録している)	環境推進課
調理教室	児童に対し、作ることを通して「食」に関する知識やその大切さを教える。	児童館では、クラブ活動としてお菓子作りに取り組んだり、地域の方の協力を得てお月見団子やたくわん作りなどを実施している。	児童青少年課
自然体験活動	児童に対し、栽培や収穫などの体験を通して「食」に関する知識やその大切さを教える。	児童館では、農業委員会と共同で農業体験事業として「さつまいもやじゃがいも」の栽培や収穫などの体験事業を実施する。	児童青少年課

青年期～高齢者対象の事業

事業名称	目的	内容	所管課
栄養相談	生活習慣病予防のため、個別栄養相談をおこなう。	生活習慣病を予防する食事について、管理栄養士による個別相談を行う。	健康課
出張栄養相談	身近な場所での健康栄養相談を実施し、健康の保持増進に資する。	地域の集会所等において、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による健康相談を行う。	健康課
健診後事後指導	健康診断結果をうけて、食による健康保持及び生活習慣病予防のため、栄養指導を行う。	健診後の個別栄養指導の実施	健康課
健康づくり地区活動推進	健康づくりの一環として、地域の健康づくり推進員による料理教室等を実施する。	各地区の健康づくり推進員による、食育関連の取り組み実施料理教室等	健康課
栄養改善事業 (楽笑料理教室)	高齢者のための低栄養予防	栄養知識や料理技法を学び、栄養状態の改善・維持を促す。「簡単料理に挑戦」ほか	高齢福祉課
農業ウォッチングラリー	農業ウォッチングラリーを通じて、農業への理解を深める。	一般市民を対象とし、農業への関心と理解を深めてもらうため、農業ウォッチングラリーを実施する。	経済観光課

地域の食育推進イメージ図



※市民が利用する主な施設を表示

印刷物番号

20-5

多摩市食育推進計画

平成20年5月

【発行者】多摩市 健康福祉部 健康推進課

〒206-0011 東京都多摩市関戸4丁目19番地5

電話 042-376-9111

※さし絵については、多摩市食育推進検討会委員の
高井 宏子 様のご協力によるものです。